

# 令和5年氷川町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時：令和5年9月13日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

|           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 金川 次男  | 2番 園田 昇   | 3番 橋本 淳一 |
| 4番 江崎 貴博  | 5番 欠席     | 6番 木村 和浩 |
| 7番 坂口 誠一  | 8番 中村 貢   | 9番 濱田 正澄 |
| 10番 宮崎 武士 | 11番 永田 裕二 | 12番 稲田 一 |
| 13番 井副 陽子 | 14番 欠席    |          |

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 稲田 誠   | 2番 吉村 正光 | 3番 岩村 大祐 |
| 4番 緒方 眞二  | 5番 宇田 義生 | 6番 松本 荘一 |
| 7番 藤田 譲治  | 8番 野尻 一也 | 9番 本山 満  |
| 10番 木村 高雄 | 11番 吉田 稔 | 12番 欠席   |
| 13番 橋本 隆也 |          |          |

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地の許可不要転用届について

日程5. 議案審議

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第40号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

## 7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和5年氷川町農業委員会第9回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、声の調子が悪いとのことですので、永田副会長に議事進行をお願いしたいと思います。

はじめに、永田副会長より挨拶をお願いいたします。

永田副会長 ——〈挨拶〉——

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、2番、園田委員、3番、橋本委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。報告事項は2件です。

報告(1)について事務局より説明願います。

大寺職員 ——〈報告事項(1)について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

永田議長 何もないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

続係長 ——〈報告事項(2)について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

永田議長 なにもないようですので、報告(2)についてはこれで終わります。

つぎに、議案審議です。

はじめに、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 ——〈議案第36号、番号1について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を井副委員よりお願いします。

井副委員 9月11日午前10時00分より申請者及び代理人立会のもと現地を確認しました。申請地は許可するところに問題ありませんでしたので報告します。審議方よろしく申し上げます。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。  
（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第36号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。  
（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。  
つづきまして、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請を上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 　　――〈議案第37号、番号1について説明〉――

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を木村委員より願います。

木村委員 　　現地確認報告をします。去る9月11日午前10時30分より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われるので審議方願います。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。  
（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第37号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。  
（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案のとおり認めます。  
つづきまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。これは農業委員に関する案件であり、議員参与の制限に該当しますので井副委員は退席を願います。  
（井副委員、退席）

永田議長 　　それでは、事務局より説明願います。

續係長 　　――〈議案第38号、番号1について説明〉――

永田議長 　　ただいま、事務局より説明がありましたが現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を吉村推進委員より願います。

吉村委員 　　現地確認報告をします。9月11日午前9時30分より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われるので審議方願います。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 38 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。ここで委員の退席を解きます。

(井副委員、着席)

永田議長 つづきまして、議案第 39 号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)に関する件を上程します。これは農地利用最適化推進委員に関する案件であり、議事参与の制限に該当しますので、藤田推進委員は退席願います。

(藤田推進委員、退席)

永田議長 それでは事務局より説明願います。

大寺職員 ——<議案第 39 号について説明>——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

永田議長 番号 3 番の賃料設定が 30,000 円/10 a と高いですが、何か理由はありますか。

上田主事 借人が町外農業者であり、居住する地域で主に営農されております。その地域での賃料設定が、1 作いくらという設定が一般的ということでした。今回の 3 番の借人は 2 作耕作することだったので、1 作 15,000 円の 2 作分で 30,000 円の賃料設定となります。

永田議長 ほかにありませんか。

坂口会長 1 番の借人ですが、新規就農にしては面積が大きいように思いますが、今後の営農計画としてはどのようになっているのでしょうか。

上田主事 1 番の新規就農者につきましては、農業振興課へ青年等就農計画を提出されております。今回の農地はその計画書の中に記載されている農地の一部を契約されますので、計画どおりの契約という形となります。この農地では玉ねぎの栽培をされます。

永田議長 ほかに何かありますか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので本案は原案のとおり決定します。ここで委員の退席を解きます。

(藤田推進委員、着席)

永田議長 つづきまして、議案第 40 号、農用地利用集積促進等計画書(配分)に関する件を上程します。事務局より説明願います。

大寺職員

——〈議案第 40 号について説明〉——

永田議長

これは、バンク法第 19 条第 3 項において農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。つぎに、その他の連絡事項についてです。事務局より説明願います。

坂梨事務局長

——〈事務連絡等について説明〉——

永田議長

委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 10 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ (印)